

諮問日：令和7年6月6日（令和7年度（最情）諮問第10号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（最情）答申第58号）

件名：上告手続において、「上告の理由が明らかに民訴法312条1項に規定する事由に該当しない場合」とする基準等を示す資料等の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「上告手続きにおいて、「上告の理由が明らかに民訴法三百十二条一項に規定する事由に該当しない場合」とする基準、方針、指針を示す資料の全て」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年2月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法行政事務と裁判事務とを定義するものが存在しないので、本件開示申出文書が裁判事務に関する文書であるとする根拠も、裁判事務に関する文書であるから開示しないとする根拠も存在しない。本件開示申出文書は事件記録に編綴されるものでも、事件記録を構成するものでもない。本件開示申出文書は司法行政として、上告制度の運用方針を定めるものである。裁判所の全ての事務は、たとえ個別の裁判といえども行政作用を伴うものである。

上告を棄却するという裁判を行うに当たり、裁判官が参照すべき法的な解釈

や方針・指針に関する資料自体、法令解釈の統一という司法行政面からの最高裁の役割の成果物に過ぎず、そのような資料は、事件の審理・判断作用に関わるものであるとしても、個別の事件の事情を踏まえた審理・判断作用に関わるものではなく、事件記録に編綴されるものでもないので、裁判事務に関する文書とは言えない。

上告を棄却するというほとんど全ての事件においては、事件の審理・判断作用に関わる裁判事務に関する文書は存在しないが、事件の審理・判断作用が無くしては裁判が行われていないことになるから、裁判事務に関する文書以外で事件の審理・判断作用に関わる司法行政に関する文書は必ず存在しなくてはならない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれない。

本件開示申出文書として想定される文書は、民事訴訟法317条2項に規定されている「上告の理由が明らかに民事訴訟法312条1項及び2項に規定する事由に該当しない場合」に該当すると判断した結果、上告を棄却するという裁判を行うに当たり、裁判官が参照すべき法的な解釈や方針・指針に関する資料である。そのような資料は、仮に存在するとしても、事件の審理・判断作用に関わる裁判事務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 2 これに対し、苦情申出人は、司法行政事務と裁判事務とを定義するものが存在しないから、本件開示申出文書が裁判事務に関する文書であるとする根拠も、裁判事務に関する文書であるから開示しないとする根拠も存在しない旨主張するが、本件開示申出文書が裁判事務に関する文書に当たり、司法行政文書開示

手続の対象外となる理由は上記のとおりである。

- 3 その他、苦情申出人は、裁判所の全ての事務は、たとえ個別の裁判といえども行政作用を伴うものであるとも主張するが、独自の解釈であり、本件開示申出文書が司法行政文書に該当しないと結論を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年6月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月7日 苦情申出人から意見書（同月4日付け）を收受
- ④ 同年12月5日 審議
- ⑤ 同月24日 審議
- ⑥ 令和8年1月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないものと解される。

民事訴訟法317条2項は「上告の理由が明らかに民事訴訟法312条1項及び2項に規定する事由に該当しない場合」に、上告裁判所が上告を棄却することができる」と規定しており、同法312条1項は「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」と規定しているところ、本件開示申出文書は、裁判官が個別具体的な事件についてそのような理由があると認められるか否かを検討するに当たり参照すべき基準、方針、指針に関する資料を指すものと考えられる。そのような資料は、仮に存在するとしても、事件の審理・判断作用に関わる裁判事

務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

苦情申出人は、上告棄却の裁判においては裁判事務に関する文書以外で事件の審理・判断作用に関わる司法行政に関する文書は必ず存在しなくてはならないなどと主張するが、上告棄却に関する裁判所の判断は裁判事務であり、そのような裁判事務を離れて苦情申出人の主張するような司法行政文書が存在する必要性はない。なお、念のため当委員会庶務を通じて確認した結果、司法研修所においても本件開示申出文書は作成又は取得していないことが認められた。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

3 なお、委員会に対し諮問がされる事案の中には、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。本件開示申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕